

## 議案第27号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

壱岐市長 白川博一

#### 記

1 損害賠償の相手方

壱岐市芦辺町 個人

2 損害賠償額 126,000円

3 損害賠償の理由

令和4年2月14日午前9時54分頃、壱岐市芦辺町芦辺浦562番地芦辺庁舎前駐車場において、教育委員会職員が運転する壱岐市公用車が車庫から出発する際、駐車場内に右方向から進入してきた損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し損傷させた。

#### (提案理由)

損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。